



PSA 0099

ゴルフクラブの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 5 産第 2 0 8 7 号・平成 5 年 1 0 月 4 日

製品安全協会

ゴルフクラブ専門部会 専門委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所 属
(部会長) 河村 龍馬	東京大学 名誉教授
(委員) 浅井 喜四郎	株式会社 オリエント・シャフト
有田 静生	藤倉ゴム工業株式会社
石川 宏	マルマンゴルフ株式会社
池畑 明倫	スポルディングジャパン株式会社
池本 成幸	グローバルシゲ貿易商会
今井 賢	トルーテンパースポーツ日本支社
上野 裕	通産省文化用品課 課長
臼井 徹	アルディラ オブ ジャパン
遠藤 顕	日立化成工業株式会社
大西 久光	住友ゴム工業株式会社
川嶋 信之	通産省消費者用製品指導室 室長
川又 輝長	社団法人 日本スポーツ用品工業協会
菊地 照雄	日本チェーンストア協会
木田 旭	社団法人 日本ゴルフ用品協会
小林 肇	東京大学工学部 機械情報工学科
小山 一紀	新旭化成カーボンファイバー株式会社
後藤 佐吉	財団法人 日本ゴルフ協会
佐藤 四郎	防衛大学校 名誉教授
島田 浅夫	株式会社 島田ゴフル製作所
高垣 克輔	東レ株式会社
高橋 文哉	マグレガーゴルフジャパン株式会社
竹波 修一	全日本運動用具小売商組合連合会
中原 登世子	ラインランド技術検査協会ジャパン株式会社 製品認証部
西川 達昭	三菱レイヨン株式会社
西田 義夫	株式会社 オリムピック
橋本 寛一	株式会社 アシックス
Fritz Kestner	Underwriters Laboratories Inc. 日本代表
本間 政雄	文部省体育局生涯スポーツ課 課長
松田 憲二	日本シャフト株式会社
松岡 寿人	財団法人 日本文化用品安全試験所
水野 正人	美津濃株式会社
光本 賢三	日東電工株式会社
牟田 泰盛	ダイワゴルフ株式会社
山本 学	株式会社 プレシジョン・エフエム・ジャパン
山本 武久	東邦レーヨン株式会社
山中 幸博	ブリジストンスポーツ株式会社
渡辺 昭	株式会社 ヨコオ
渡辺 泰男	ゼットクリエイト株式会社
渡辺 義生	通商産業検査所安全監督課 課長
角野 祥三	製品安全協会

ゴルフクラブの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、ゴルフクラブ用シャフトの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ゴルフ競技に使用するゴルフクラブに用いることを目的に設計・製造されたゴルフクラブ用シャフト(以下、シャフトという)について適用する。

備考：この基準の中で{ }の単位・数値も規格値であるが、平成 11 年 10 月 1 日以降は参考値とする。

3. 形式分類

シャフトの形式分類は次の組合せのとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1)使用対象者等 | (R型) : 一般用のもの |
| | (L型) : 主として女性又は子供を対象として、設計・製造されたもの |
| | (P型) : パター |
| (2)対応するヘッドの形状 | (W型) : ウッドタイプのもの |
| | (I型) : アイアンタイプのもの |
| (3)対応するヘッドの材質 | (M型) : 金属製のもの |
| | (O型) : 木製、繊維強化プラスチック製等の非金属製のもの |
| (4)シャフトの材質 | (S型) : 金属製のもの |
| | (C型) : 繊維強化プラスチック製等の非金属製のもの |

- 注意：
- 1) 製品に「使用対象者」の表示がないものにあつては R 型として確認するものとする。
 - 2) 「女性用」及び「子供用」として設計製造し、表示しているものであつても、『4.安全性品質』において R 型の規定に満足するものは、R 型として確認することができるものとする。
 - 3) 「パター」にあつては、「使用対象者」、「対応するヘッドの形状」、「対応するヘッドの材質」及び「シャフトの材質」を問わないものとし、『4.安全性品質』においては、「3. S 型シャフトの建度」及び「4. C 型シャフトの強度」は確認しないものとする。

4.安全性品質

ゴルフクラブの安全性品質は次の通りとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1.外観及び構造	1.ゴルフクラブの外観及び構造は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。 (2) ゴルフクラブ各部にはひび、割れ、腐食及びその他の強度を害する欠点がないこと。 (3) シャフトには刻印がないこと (4) ヘッドは通常の使用による衝撃によって破損しないこと。	
2.ヘッド取付部のねじり試験	2.ゴルフクラブのヘッド部を固定し、ねじり試験を行ったときに破壊しないこと。	

項目	認定基準	基準確認方法
3.ヘッド取付部の片持ち曲げ試験	3.ゴルフクラブのヘッド部を固定し片持ち曲げ試験を行ったときに破壊しないこと	
4.シャフトの強度	4.シャフトの強度は次のとおりとする。 (1) シャフト全長にわたってのねじり試験を行ったときに破壊しないこと	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(2) S型シャフトにあつては、へん平試験を行ったときに破壊しないこと</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(3) C型シャフトにあつては、3点 曲げ試験を行ったときに破壊し ないこと</p>	

5 .表示及び取扱説明書

ゴルフクラブの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認定基準	基準確認方法
1.表示	<p>1 .製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造事業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用対象者又はその略号 ただし、一般用及びパターにあつては省略しても良い。</p>	
2.取扱説明書	<p>2 .製品には、取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管する旨及び次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、(1) ~ (6)が製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、その項目を省略してもよい。</p> <p>また、(1) ~ (6)が全て表示してあるものについては本項を省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) クラブを使用するときは、周囲の状況を確認すること。</p> <p>(2) ポール以外のものを打撃しないこと。</p> <p>(3) クラブを傷付けないように努めること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(4) 使用する前は、必ずクラブの各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(5) クラブを保存するときは、高温になる場所や湿度の高い場所を避けること。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び d 電話番号</p>	